

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	国保システム	
行政機関等の名称	久御山町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生部 国保健康課 国保医療係	
個人情報ファイルの利用目的	社会保障制度の一環としての国民健康保険事業に関する事務を行うために利用する。	
記録項目	1 国保番号、2 被保証番号、3 枝番、4 証情報、5 世帯主名、6 住所、7 個人コード、8 氏名、9 生年月日、10 年齢、11 性別、12 資格・加入区分（老・福、学・遠、福祉施設入所、特例者）、13 国保資格情報、14 退職情報、15 介護保険（2号）情報、16 特定者情報、17 旧被扶養者情報、18 世帯情報、19 世帯区分、20 負担区分判定情報、21 高額課税区分情報（市町村民税等）、22 月別高額課税区分・前高負担区分、23 レセプト情報（診療年月、日数、請求年月、診療区分、給付割合、高額区分、限度額適用、医療機関名、費用額、一部負担金、療養支給額、療養支給日、高額支給額、高額支給日等）、24 高額療養費情報、25 療養費情報、26 葬祭費情報、27 出産育児一時金情報、28 支払先口座情報、29 交付履歴	
記録範囲	異動届、支給申請を行った者	
記録情報の収集方法	本人の申告、京都府国民健康保険団体連合会からの情報提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 久御山町 民生部 国保健康課 (所在地) 京都府久世郡久御山町島田ミスノ 38 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	-	